

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部長

建設業法施行令の一部を改正する政令について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、貴職から貴団体所属会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

1 概要

- ・金額要件の見直しを行います。※()内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000 万円 (6000 万円)	4500 万円 (7000 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500 万円 (7000 万円)	4000 万円 (8000 万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500 万円	4000 万円

・技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格を見直します。

・受検資格の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとします。

2 スケジュール

公布日：令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金）

施行日：令和 5 年 1 月 1 日（日）【金額要件の見直し関係】

令和 6 年 4 月 1 日（月）【技術検定関係】

監理課建設業班
TEL 083-933-3629
FAX 083-925-8862